

公益財団法人つなぐいのち基金役員等報酬及び費用に関する規程

制定 令和4年10月28日

(目的)

第1条

この規定は、公益財団法人つなぐいのち基金(以下、「この法人」という。)の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等及び評議員に支払われる報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、もって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。併せて、この法人の助成金支給の判断に関し、専門家に依頼する場合の報酬についても規定する。

(定義等)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び顧問を含むものとする。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条

この法人は、常勤役員、非常勤役員及び評議員には勤務の態様に応じ報酬を支給することができる。

1. 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって毎月末に支払うものとし、非常勤役員に対する報酬は、勤務の態様に応じ、月額又は必要の都度定額をもって支払うことができる。
2. 役員には、賞与を支給しない。
3. 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条

この法人の常勤役員の報酬額は、別表第1「常勤役員の報酬額」のとおりとする。

非常勤役員及び評議員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員及び評議員の報酬」に定める定額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条

報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

1. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費その他の費用)

第6条

役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

1. 役員等及び評議員がその職務の執行に当たって負担する費用についてはこれを支払うものとし、その額は、別表3「役員等及び評議員に対する費用の支払い額」によるものとする。

(助成選定委員に係る報酬)

第7条

この法人の助成先選定に際し選考委員に対し支払う報酬(謝金)については、第4条1号(別表第2第1号)の規定を準用する。

(公表)

第8条

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

改訂 令和5年1月1日

別表第1

常勤役員の報酬額

1. 常務理事 月額 250,000円

別表第 2

非常勤役員及び評議員の報酬額

1. 役員(監事を含む。)及び評議員
理事会又は評議員会出席の都度 一人一律 10,000 円
2. 監事 監査業務 1 回につき一人一律 15,000 円

別表第 3

役員等及び評議員に対する費用の支払い額

1. 理事会及び評議員会その他これらに類する会議に出席するため及び監査業務の実施のために要する費用。ただし、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県に在住する者については、5,000 円を超えない範囲で理事長が定める額
2. その他
職務遂行のために実際に要した費用(前項に掲げるものを除く。)